

船舶事故調査報告書

平成30年5月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年12月16日 12時30分ごろ
発生場所	広島県呉市上蒲刈島南東岸 鴨瀬灯台から真方位311° 1.3海里付近 (概位 北緯34°09.5′ 東経132°44.3′)
事故の概要	漁船まといは、錨泊中、岩場に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年12月22日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 まとい、0.4トン
船舶番号、船舶所有者等	HS3-38925（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	中央部船底外板に破口
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西～西、風速 約6～8m/s、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、錨及び重しを繫いだ約30mの錨索を船首部から2本、船尾部から1本それぞれ降ろして水深約15mの海底に固定し、船長が潜水して採貝漁をしていたところ、船体が移動し、上蒲刈島南東岸の岩場に乗り揚げた。 船長は、錨索のたるみを調整しなかったため、陸岸近くに錨泊していた本船が風浪に圧流されて移動したと本事故後に思った。
分析	本船は、陸岸の近くで錨泊した際、船長が錨索のたるみを調整しなかったことから、西方からの風浪に圧流されて船体が移動し、上蒲刈島南東岸の岩場に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、陸岸の近くで錨泊した際、船長が錨索のたるみを調整しなかったため、西方からの風浪に圧流されて船体が移動し、上蒲刈島南東岸の岩場に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・錨泊する際は、風浪に圧流されて乗り揚げないように錨索の長さを適切に調整すること。